

「水道料金改定案についての説明会」開催報告

1 開催日時

日時	時間	場所
令和 7 年 7 月 6 日（日）	10：00～11：30	根郷公民館
	14：30～16：00	中央公民館
令和 7 年 7 月 13 日（日）	10：00～11：30	臼井公民館
	14：30～16：00	西部保健センター

2 参加人数 21名

3 主な質疑等の内容

質 疑 等	回 答
国の試算では水道料金の負担がかなり大きかったが、佐倉市はその試算より低い。これで問題ないのか。	佐倉市では 4 年に 1 度料金の見直しを行っており、その際に水道料金の算定要領に基づき算定をしています。その結果、平均改定率が 12.9% となり、算定期間である、令和 8 年度から 11 年度までは利益が確保できる見込みです。
千葉県から地盤沈下のため、地下水の利用を制限されているが、災害時に地下水があることで安心できるので、地下水利用について再検討してほしい。	地下水の利用については、千葉県の環境保全条例に基づき規制されている。千葉県の調査では現在も地盤沈下が年に数センチ進行していることもあり、暫定的な井戸について転換が求められているが、今後も利用できるように千葉県へ要望を行っていきたいと考えております。
資料の中で県内の水道料金の順位があったが、現在の順位と改定後の順位が知りたい。	口径 20mm で 20 m ³ 使用するという一般的な家庭の場合で、現在県内 41 団体中安い方から 14 番目ですが、改定後は現時点での見込みですが安い方から 23 番目になる予定です。
収入確保の部分に大口使用者の新規確保について組織全体で対応するとあるが、具体例があれば教えてほしい	令和 9 年度に年間使用額が 1 億円を超えるような大きな工場への供給開始を 1 件予定しております。水道水の使用が減少傾向にある中で、新規に使用していただければその分増収につながりますので、今後も使用の相談があれば組織的に対応を行ってまいります。

一般家庭での節水型トイレや節水機器の普及等による影響を教えてください。	佐倉市は人口減少傾向であり、節水機器等の普及も進んでいることから、水量が年間 1%程度減少しており、今後も同程度減少していくと予想しております。
印旛広域水道は浄水場を持っていないため、千葉県のパネル浄水場を、使用料を支払い使用しているが、使用料の引下げ要望を行っているのか。	佐倉市は印旛広域水道から受水を行っております。パネル浄水場の使用料は印旛広域水道が県へ支払っているものです。そのため、令和 6 年度に印旛地域全体で受水検討会を設置し、検討結果を印旛広域水道へ提出し、印旛広域水道より千葉県企業局へ交渉するよう要望を行っております。
霞ヶ浦導水事業への参画について見直す検討はしているのか。	水源確保については、現在日量として奈良俣ダムとハッ場ダムから約 25,000 トン、環境保全条例の対象外の井戸から約 14,000 トン、合計 39,000 トン確保しております。しかし、現状佐倉市が安定給水するためには約 59,000 トン確保する必要があると考えており、現在のダムと規制対象外の井戸からの水源だけでは明らかに不足しております。従って霞ヶ浦導水事業から撤退することは考えておりません。
霞ヶ浦導水事業の完成はいつ頃か。また、それに伴う施設整備が必要であると思うが、そのことで水道利用者の負担が増えることが心配である。	霞ヶ浦導水事業の完成は、国の発表では令和 12 年度となっております。しかし、佐倉市では完成後すぐに受水する施設能力が不足しているため、施設整備には長期間を要し、施設整備が完了後に受水をする事となります。
霞ヶ浦導水事業が完成し、受水をするようになった際に、受水と地下水の割合はどの程度になるのか。	地下水と受水の割合は奈良俣ダムとハッ場ダムで約 25,000 トンに加え、霞ヶ浦導水が完成し受水すると約 12,000 トン増加して 37,000 トンとなります。その時々で水需要が変わるが、50,000 トン程度必要とした場合には、受水が約 8 割で地下水が約 2 割となる見込みです。

霞ヶ浦導水事業に参画するのではなく、引続き地下水を利用できないのか。	印旛地域は千葉県環境保全条例により、地下水を使ってはいけない地域に指定されております。その中で何とか継続利用できないかという働きかけを行っていることは理解いただきたいと思います。
千葉県は地盤沈下していると言っているが、八ッ場ダム完成以降沈下は落ち着いているように思えるため、佐倉市独自で調査することはないのか。	地盤沈下については、佐倉市独自で市内調査をし、沈下していないと結果が出たとしても、広域的な話であるので規制の解除は難しいものと考えております。千葉県のホームページで公開している、地盤沈下の概況報告では、印旛地域全体が沈下しているとなっております。一方で、国土地理院が衛星データを活用した地盤沈下の状況を公表しており、その中では八街市や富里市、佐倉市の上勝田辺りでは沈下しているが、その他の地域では沈下していないとのデータもあります。複数のデータを収集し、県の主張と違うのではないかという観点から交渉等を行うことも考えております。
佐倉市の水源は印旛沼の水であるのか。	佐倉市の現在の水源は、地下水が 50%で残りの 50%が印旛沼や利根川から汲み上げた水を柏井浄水場で浄水加工したものです。
施設の耐震化等に変大な費用が必要とのことだが、税金を使って足りない分を補うことはできないのか。	水道事業は独立採算制のため、水道料金で事業に必要な財源をまかなう必要があります。ただし、国の制度により税で賄うことが決まっているもの、例えば消火栓の使用水量等については、市の一般会計よりいただいております。
資料の水道料金表で従量料金の 21 m ³ 以上の変更が無く、事業者より一般家庭の方が、負担が大きいと感じる。	基本料金は一律で改定を行い、従量料金は、使用水量の低い区分を中心に改定しているため、料金表を一見すると水を多く使う方の負担が少なく見えますが、従量料金は全ての水道利用者が使う部分を中心とした改定となっていることや、基本料金は口径が大きくなる程金額が増えるため、結果として、大きな口径を使用している事業者の方などの方が、改定による影響額が大きくなっております。

従量料金の算定についてどのように検討したのか教えてほしい。	全国の水道事業者が料金算定を行う際に従うべき「水道料金算定要領」に基づくと使用料単価は一律にすることとされておりますが、佐倉市はこれまでも使用量に応じて単価が増える従量料金制としてきたことから、水道を利用されている皆様への影響を考慮しこれを踏襲しております。一方で、原則に近づける必要もあるため、単一価格の場合での金額を算出し、その金額以下の部分について改定を行うことで、従量料金の逡増度（最高単価と最低単価の比率）を緩和し、単一料金に近づけるような料金体系としております。
企業と市民が使う水道水の割合を考えると、逡増度を高くしておくことで、市民の水道料金の値上げを抑えることができるため、逡増度を下げないよう検討してもらいたい。	逡増度が導入された背景には、使用量が多い企業が入ってくると、余分に施設整備を行う必要があったため、大口利用者の使用量を抑えなければならない時代があったためです。しかし、現在は水量が減っている状況であるので、水道を利用されている皆様から適正な料金の支払をお願いしたいと考えております。また、逡増度を高くすることで大口利用のお客様が入ってこなくなることで、全体の料金収入が減少し、逆に市民の皆様への負担が増えてしまう場合も考えられます。
佐倉市の管路の耐震化が100%になるのはいつ頃であるか、見込みでいいので教えてほしい。他にも浄水場や配水池の耐震化も取り組んでいるか教えてほしい。	平成26年に策定した耐震化計画の中では、管路全体の耐震化は、令和37年度までに100%とすることを目標としております。管路以外の浄水場等の設備は概ね耐震化の基準を満たしているが、電気設備の寿命が15年から20年と短いので、計画的に更新し、災害時でも対応できるよう整備を進めてまいります。

4 ご意見等

- ・ 経営改善に向けた取り組みについて工夫されていることがわかった。
- ・ 八潮市のような事故が起きないように、県と連携して点検や工事を進めてほしい
- ・ 水道料金を滞納している世帯などにしっかりと対応してほしい。
- ・ 水道料金の据え置きを要望する。
- ・ 安心安全に使用できるよう着実に耐震化を進めてほしい。
- ・ 広報誌などを通じて市民に丁寧に説明して理解を求める必要がある。